

第六章 保健衛生及び医療

○被収容者の保健衛生及び医療に関する訓令

関する訓令 [平成18. 5. 23 矯正医訓3293法務大臣訓令]

改正 平成19. 5矯正医訓3361、10矯正医訓5927、平成20. 10矯正医訓5887、平成21. 6矯正医訓3124、平成23. 5矯正医訓2997

被収容者の保健衛生及び医療に関する訓令を次のように定める。

被収容者の保健衛生及び医療に関する訓令

目次

- 第1章 総則 (第1条・第2条)
- 第2章 保健衛生上の措置 (第3条—第9条)
- 第3章 医療上の措置
 - 第1節 刑事施設の医師による診療等 (第10条—第12条)
 - 第2節 指名医による診療 (第13条—第15条)
 - 第4章 薬剤及び医薬品 (第16条・第17条)
 - 第5章 補則 (第18条—第21条)

第1章 総則

(趣旨) この訓令は、被収容者の保健衛生及び医療を適正に行うため必要な事項を定めるものとする。
(定義)

第2条 この訓令において使用する用語は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律 (平成17年法律第50号。以下「法」という。) において使用する用語の例による。

第2章 保健衛生上の措置

(衛生保持等の措置)

第3条 刑事施設の長は、被収容者が居室その他日常生活する場所を清潔に保つよう注意を払うとともに、被収容者の健康及び刑事施設内の衛生を保持するため必要があるとき、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 被収容者が使用する衣類又は寝具の洗濯及び乾燥
- (2) 被収容者に貸与する食器その他の物品の洗浄又は消毒
- (3) 居室その他の被収容者が使用する場所の清掃又は消毒
- 2 刑事施設の長は、炊事の作業に従事する受刑者に対し、新たにその作業に従事させる際及びその後定期的に検便を行うものとする。

(清拭等の措置)

第4条 刑事施設の長は、傷病その他やむを得ない事由があるため被収容者に入浴を行わせることができない場合において、被収容者の健康及び刑事施設内の衛生を保持するため必要があるときは、被収容者の清拭その他の措置を講ずるものとする。

(入浴の回数等)

第5条 被収容者の入浴の回数及び時間は、気候、矯正処遇等の内容その他の事情を考慮して、刑事施設の長が定める。

(受刑者の髪型の基準等)

第6条 刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則 (平成

18年法務省令第57号。以下「規則」という。) 第26条第5項に規定する法務大臣が定める受刑者の髪型の基準は、次のとおりとする。

- (1) 男子の受刑者については、原型刈り (別図第1)、前五分刈り (別図第2) 又は中髪刈り (別図第3) とする。

(2) 女子の受刑者については、華美にわたることなく、清楚な髪型とする。

(3) 法第60条第2項に規定する自弁の調整の髪型については、前2号の規定にかかわらず、刑事施設内の衛生の保持並びに刑事施設の規律及び秩序の維持に支障を生ずるおそれがない限り、本人が希望する髪型とする。

2 男子の受刑者の調整は、前項第1号に規定する原型刈り又は前五分刈りのうちから、その受刑者が選択する髪型を参考にして行わせるものとする。ただし、男子の受刑者が次のいずれかに該当する場合において、その者が希望するときは、前項第1号に規定する中髪刈りの髪型を参考にして、適当な長さに頭髪をそろえる調整を行わせるものとする。

- (1) 仮釈放の準備のため必要があると認められる者 (仮釈放審査のための地方更生保護委員会委員による面接が終了している場合に限る。)
- (2) 残刑期3か月以内の者
- (3) 制限区分に応じて刑事施設の長が定める調整の基準に該当する者 (制限区分第2種以上の者に限る。)
- (4) 禁錮受刑者
- (5) 拘留受刑者

3 厚生労働大臣から理容師又は美容師養成施設の指定を受け、理容科又は美容科の職業訓練を実施している刑事施設において、その職業訓練として受刑者の調整を行わせる場合には、その髪型について、前2項の規定によらないことができる。

(受刑者以外の被収容者の髪型の基準)

第7条 規則第27条第5項の規定による受刑者以外の被収

容者の髪型の基準は、第6条第1項第1号に掲げる髪型（中髪刈りを除く。）及びその刑事施設において調髪を行わせることが可能な髪型のうち、その者が希望する髪型とする。

（被収容者の調髪及びひげそりの方法の基準）

第8条 被収容者の調髪は、理髪の作業に従事する受刑者又は刑事施設の長が所定の手続により被収容者の調髪を依頼する理容業者により、理髪室その他適当な場所において行われる。

- 2 理容業者による調髪は、刑事施設の長が相当と認める場合を除き、被収容者の自弁によるものとする。
- 3 理髪作業に従事させる受刑者又は被収容者の調髪を依頼する理容業者がいないことその他やむを得ない事由があるときは、刑事施設の長は、必要な理髪用具を被収容者に貸与して調髪を行わせることができる。
- 4 被収容者のひげそり及び顔そりは、居室、浴場その他適当な場所において、かみそり（電池式のものを含む。）を用いて行われる。

（健康診断の事項）

第9条 刑事施設の長は、被収容者に対し、その刑事施設における収容の開始後速やかに行う健康診断について、医師が、被収容者の年齢、健康状態、収容の開始前に受けた健康診断又は診療の結果、次回の健康診断までの期間その他の事情を考慮して必要がないと認めるときは、規則第29条第1項ただし書の規定により、同条第1項第6号から第11号までに掲げる事項の全部又は一部を省略することができる。

2 刑事施設の長は、被収容者に対し定期的にを行う健康診断について、医師が、被収容者の年齢、健康状態、前回の健康診断の結果及び実施の時期、前回の健康診断以外に受けた診療の結果その他の事情を考慮して必要がないと認めるときは、規則第29条第1項ただし書の規定により、同条第1項第1号、第3号（体重の測定を除く。）、第5号及び第7号から第11号までに掲げる事項の全部又は一部を省略することができる。

第3章 医療上の措置

第1節 刑事施設の医師による診療等

（医師等への報告等）

第10条 刑事施設の長は、被収容者が負傷し、又は疾病にかかっている旨の申出をした場合には、医師等（医師又は歯科医師をいう。以下同じ。）がその申出の状況を直ちに把握できる場合を除き、看護師又は准看護師にその状況を把握させ、当該看護師又は准看護師に診察の緊急性等を判断させた上で医師等へ報告させるものとする。

2 前項の報告がなされたときは、医師等において診察の要否を判断するものとする。

（手術又は医療上の検査の手続）

第11条 刑事施設の長は、被収容者に対し、次に掲げるいずれかの措置を執る場合には、あらかじめ、その被収容者に対し、医師等から当該措置の内容を十分に説明させた上で、手術承諾書又は検査承諾書の提出を求めるものとする。

- (1) 生命・身体に重大な危険を伴う手術
- (2) 血液透析その他これに類する処置
- (3) 肝生検、血管造影剤の注入その他これに類する医療上の検査

2 前項の場合において、被収容者の意識がないこと、自己の行為の是非を判別する能力が著しく低いことその他やむを得ない事情により、手術承諾書又は検査承諾書の提出を求めることができないときは、その親族（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）に対し、医師等から当該措置の内容を十分に説明させた上で、手術同意書又は検査同意

意書の提出を求めるものとする。ただし、その親族の所在が不明であること、その被収容者の生命を保持するため緊急に手術を実施する必要があることその他やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

（外部病院等への入院）

第12条 刑事施設の長は、法第62条第3項又は法第65条第2項の規定により被収容者を刑事施設の外の病院、診療所又は助産所に入院させる場合には、次に掲げる事項について病院又は診療所と協議し、その結果について書面を取り交わすものとする。

- (1) 入院中の被収容者の身柄の確保に関する事項
- (2) 被収容者の個人情報保護に関する事項
- (3) 診療及び看護に関する事項
- (4) 診療録の写しその他入院中の診療に関する資料の提供に関する事項
- (5) 診療費用に関する事項
- (6) その他必要な事項

第2節 指名医による診療

（指名医による診療の申請）

第13条 刑事施設の長は、負傷し、又は疾病にかかっている被収容者が、法第63条第1項の規定により、刑事施設の職員でない医師等を指名して、診療を受けることを申請する場合には、次に掲げる事項を記載した書面を提出させるものとする。

- (1) 指名医による診療を受けることを希望する傷病名
- (2) 医師等の氏名及び勤務医療機関名又は連絡先
- (3) 刑事施設に収容される以前において、当該医師等による当該傷病の診療を受けた経緯の概要
- (4) 指名医による診療を受けることを希望する理由
- (5) 指名した医師等に依頼する診療内容（指名医による診療の要件）

第14条 刑事施設の長は、前条の申請がなされた場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、指名医による診療を許すものとする。ただし、第4号に該当しない場合であっても、医療上特に有益であると認めるときは、指名医による診療を許すことができる。 (1) 被収容者が前条に基づき提出した書面に記載されている傷病を有していること。 (2) 被収容者がその診療を受けることを申請する医師等特定していること。 (3) 被収容者が申請する診療が刑事施設内で実施可能であること。 (4) 刑事施設における診療として対応することが困難な負傷又は疾病であること。 (5) 刑事施設の管理運営上支障がないこと。 (6) 被収容者がその診療を受けることを申請する医師等が診療を承諾していること。 2 刑事施設の長は、前項各号に掲げる事項の有無を確認するため必要がある場合には、指名医による診療を申請した被収容者から事情を聴取し、若しくは陳明資料を提出させ、又は指名した医師等に照会し、その他必要な措置を講ずるものとする。 (告知) 第15条 刑事施設の長は、指名医による診療の可否を決定した場合又はその診療を中止する場合に、これを被収容者に告知するものとする。 2 刑事施設の長は、指名医による診療を行う前に、指名医に対し、次に掲げる事項を告知するものとする。 (1) 法第63条第2項に規定する立会い、質問及び診療録の写しその他のその診療に関する資料の提出に関する事項 (2) 法第63条第3項及び規則第30条に規定する刑事施設の長が指示する事項 (3) 法第63条第4項に規定する診療の中止に関する事項 (4) その他指名医による診療の実施に必要な事項 3 前項に規定する告知は、必要に応じ、書面で行うものとする。	とする。 4 刑事施設の長は、指名医に対し、第2項各号に掲げる事項のほか、適宜、診療の日時その他の指名医による診療の実施に関し必要な事項を告知するものとする。 第4章 薬剤及び医薬品 (医師等の処方した薬剤の自己管理) 第16条 刑事施設の長は、被収容者について、自殺のおそれが高いと認められる場合、薬剤を管理する能力が乏しいと認められる場合その他薬剤の自己管理が不適当と認められる場合を除き、被収容者に、その者に対し医師等が処方した薬剤の自己管理をさせることができる。 (一般用医薬品の自弁) 第17条 規則第32条第1項の規定により指定する刑事施設は、喜連川社会復帰促進センター、島根あさひ社会復帰促進センター及び美祿社会復帰促進センターとする。 2 被収容者に保管することを許す一般用医薬品は、総合感冒薬（かぜ薬）、胃腸薬、解熱鎮痛薬、緩下剤、抗ヒスタミン薬（鼻炎又は皮膚掻痒の症状緩和を目的とするものに限る。）、点眼薬、点鼻薬又は外用薬（塗布して使用する水虫薬及び鎮痛・鎮痒・消炎薬に限る。）であつて、その副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれが少ないものとする。 3 前項に規定する一般用医薬品に関し必要な事項は、矯正局長が定める。 第5章 補則 (養護のための措置等の対象者の基準) 第18条 法第65条第1項の規定による措置を執る被収容者は、次のとおりとする。 (1) 老衰が顯著に認められる者 (2) 受胎後5月以上を経過し、又は出産後2月を経過しない妊産婦 (3) 単独では日常生活に支障がある程度の身体虚弱者 (4) その他傷病者に準じた措置を講ずる必要があると認められる者 (重症の通知等) 第19条 刑事施設の長は、被収容者が負傷し、又は疾病にかかった場合において、その症状が重いつときは、その旨をその被収容者があらかじめ指定する者又はその被収容者の親族に通知するものとする。 2 前項の被収容者が外国人である場合には、前項の通知のほか、被収容者が有する国籍の領事事務を行う大使館、総領事館、領事館、副領事館又は代理領事事務所に通報するものとする。 3 第1項の被収容者が未決拘禁者である場合には、同項の通知のほか、検察官にも通報しなければならない。 (労役場留置者) 第20条 労役場留置者の保健衛生及び医療に関する事項については、この訓令中の受刑者に関する規定を準用する。この場合において、第6条第2項第1号中「仮釈放」とあるのは「仮出場」と、同項第2号中「残刑期」とあるのは「留置期間の残りが」と読み替えるものとする。 (監置場留置者) 第21条 監置場留置者の保健衛生及び医療に関する事項については、この訓令中の各種被収容者に関する規定を準用する。 2 第19条第3項の規定は、監置場留置者について準用する。この場合において、同項中「検察官」とあるのは、「裁判所又は裁判官」と読み替えるものとする。 附 則 この訓令は、既決法の施行の日（平成18年5月24日）から施行する。	
---	--	--

附 則 〔平成19. 5. 30矯正訓3361〕
この訓令は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律
の一部を改正する法律（平成18年法律第58号）の施行の日
（平成19年 6 月 1 日）から施行する。

附 則 〔平成19. 10. 15矯正訓5927〕

この訓令は、平成19年10月16日から施行する。

附 則 〔平成20. 10. 6矯正訓5887〕

この訓令は、平成20年10月 7 日から施行する。

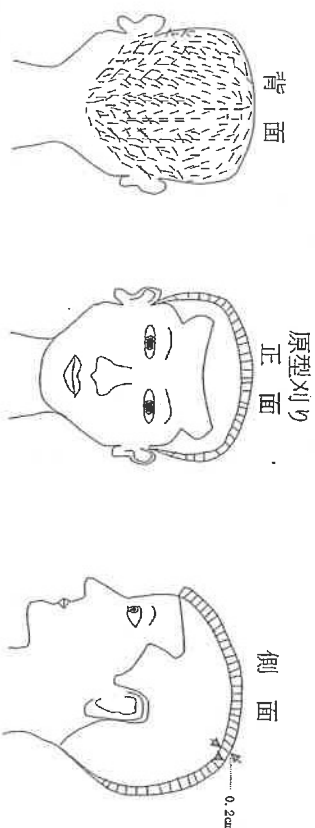
附 則 〔平成21. 6. 30矯正訓3124〕

この訓令は、平成21年 6 月30日から施行する。

附 則 〔平成23. 5. 23矯正訓2997〕

この訓令は、平成23年 6 月 1 日から施行する。

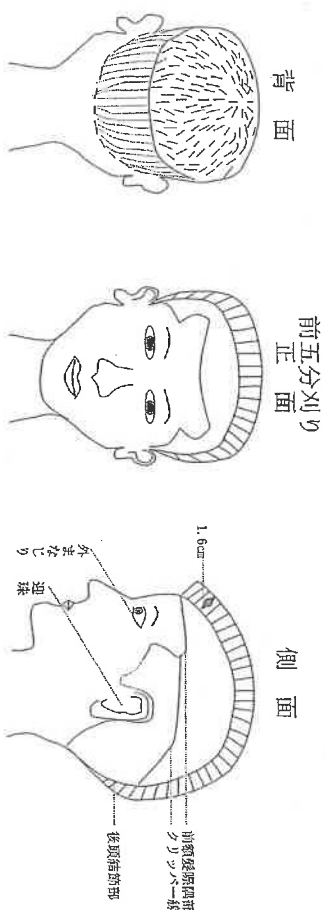
別図第1



(備考)

0.2センチメートルのクリッパーで頭髮の全体を平均に刈る。

別図第2



(備考)

1 クリッパー線

クリッパー線は、おおむね、前額部の左右前額髮際隅部の下約1センチメートルの部位と後頭結節部の上約3センチメートルの部位を結ぶ曲線とする。

2 クリッパーの入れ方

(1) クリッパー線より上部を刈る。

1.6センチメートルのクリッパーを用いて、全体を平均に刈る。

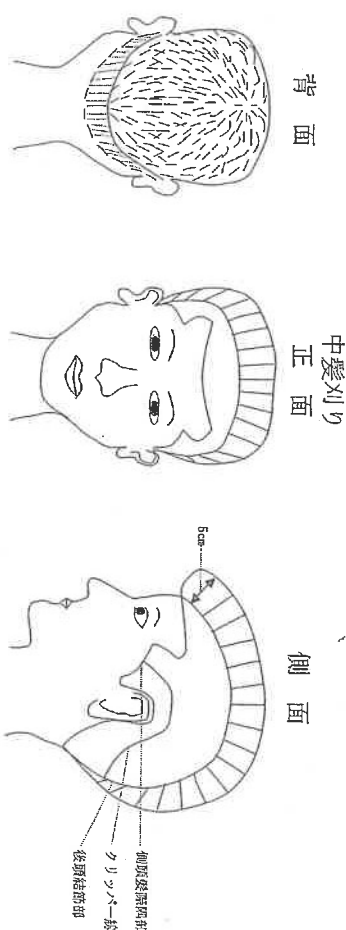
(2) クリッパー線より下部を刈る。

すそ付近は、0.2センチメートルのクリッパーを用い、また、クリッパー線付近は0.7センチメートルのクリッパーを用いて、クリッパー線より上部の髪

別図第3

との調和を図りながら、すそからクリッパー線に至るに従い長くなるように、適宜刈り進める。

(3) 「もみあげ」は、おおむね外まじりの下部と迎珠上部を結ぶ線とする。



(備考)

1 クリッパー線

クリッパー線は、おおむね、左右側頭耳前部の左右側頭髮際隅部の中央部位と後頭結節部の下約1センチメートルを結ぶ曲線とする。

2 クリッパーの入れ方

0.2センチメートルのクリッパーを用い、クリッパー線より上部の髪との調和を図りながら、クリッパー線より下部を刈る。

3 カットはさみの入れ方

(1) 頭頂部の髪の長さは、約5センチメートルとし、頭頂部に至るに従い丸みを持たせながら刈る。

(2) 頭頂部周辺は、前頭部の髪との調和を図りながら、丸みを持たせて刈る。

(3) 後頭部は、頭頂部付近及びクリッパー線付近においては、その周辺の髪との調和を図りながら、クリッパー線付近から頭頂部付近に至るに従い長くなるように適宜刈り進める。

4 「もみあげ」については、別図第2の要領に同じ。